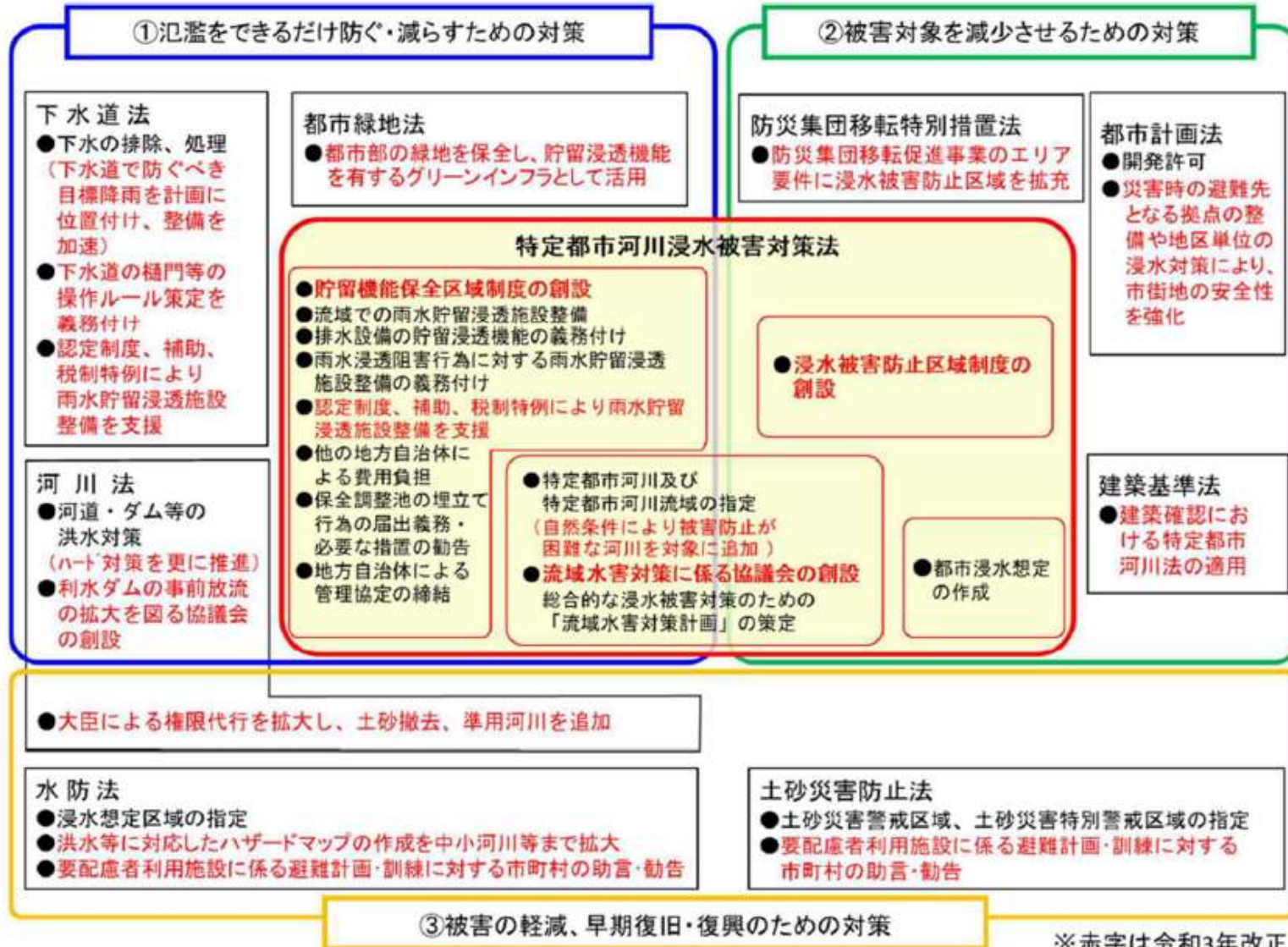


特定都市河川について (R3 特定都市河川法等の改正)

- 「流域治水」の実効性を高める法的枠組みを整備するため、令和3年に「流域治水関連法」の改正が行われた。(9つの法律※1が一体的に改正)
- このうち**特定都市河川浸水被害対策法**は、流域治水関連法の中核をなすもの。



※1
 ① 特定都市河川浸水被害対策法
 ② 河川法
 ③ 下水道法
 ④ 水防法
 ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 ⑥ 都市計画法
 ⑦ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 ⑧ 都市緑地法
 ⑨ 建築基準法

※赤字は令和3年改正

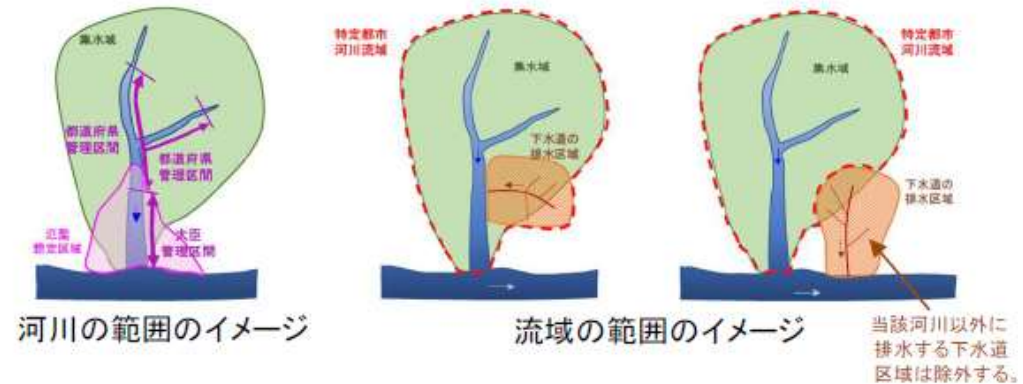
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、「特定都市河川」および「特定都市河川流域」を指定

【法の目的】

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及び流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する。

特定都市河川の指定

国管理区間有：大臣指定
国管理区間無：知事指定



流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

【構成員】河川管理者、下水道管理者、県、市町村
【協議事項】・流域水害対策計画の作成に関する協議
・計画の実施に係る連絡調整 等
⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

⇒関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川について(特定都市河川の指定要件)

① 都市部を流れる河川

市街化区域等(家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む)の人口・資産が集積した区域を流れる河川

② 著しい浸水被害が発生又はそのおそれ

水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象となる河川

③ 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難

☞ (i) (ii) (iii) いずれかに該当

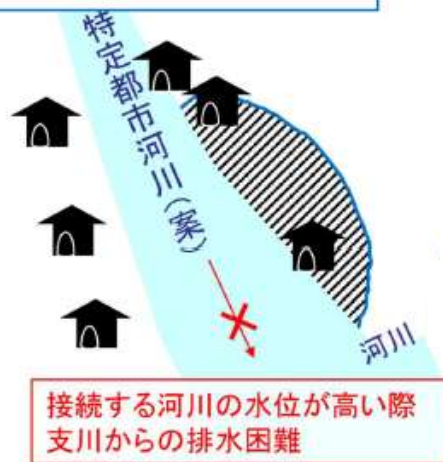
(i) 市街化の進展



市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

※R3法改正により追加

(ii) 接続する河川の状態



本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

※R3法改正により追加

(iii) 周辺地形その他の自然的条件



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

県北の二級河川について、特定都市河川の指定を進めてまいりたい。

指定要件、区間、範囲の確認



流域内の都道府県知事及び市町村長への意見聴取

下水道管理者への意見聴取



国土交通大臣への同意付き協議

関係部局との調整



指 定



住民への周知